

甲州市重層的支援体制整備事業 実施計画

(計画期間 令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日)

令和 7 年 3 月

山梨県甲州市

1 重層的支援体制整備事業創設の背景及び経緯

少子・高齢化や人口減少社会への突入、個人の価値観やライフスタイルの多様化等により、地域住民のつながりの希薄化など、時代とともに地域や家族を取り巻く環境が変化しています。社会的孤立をはじめとして、生きる上での困難・生きづらさはあるが既存の制度の対象となりにくいケースや、いわゆる「8050」やダブルケアなど個人・世帯が複数の生活上の課題を抱えており、課題ごとの対応に加えてこれらの課題全体を捉えて関わっていくことが必要なケースなどが明らかとなっており、これまでのこども・障害者・高齢者など分野別の支援体制では、対応が困難になっている現状があります。

国では改正社会福祉法（以下「法」という。）において、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施する事業として「重層的支援体制整備事業」を創設し、令和3年4月1日から施行され、本市では令和4年度から実施しています。

このような中、甲州市重層的支援体制整備事業実施計画（令和5年度～令和6年度）の計画期間が満了になることから、その取組を継続するとともに、これまでのノウハウを生かし、市民一人ひとりが地域社会の一員として、お互いに支え合い、いきいきと暮らすことができる仕組みをつくり、地域住民が主体となって活動できるまちを目指すために、甲州市重層的支援体制整備事業実施計画（令和7年度～令和11年度）を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、法第106条の5の規定に基づき、重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、事業の提供体制に関する事項を定める実施計画です。また、法第107条の規定に基づく上位計画である「第4次甲州市地域福祉計画」が令和7年3月に策定されたことから、重層的支援体制整備事業の実施に関する計画を定めるものです。

3 重層的支援体制整備事業の目的

本事業は、甲州市において対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、既存の介護、障害、子育て、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、市全体で地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を目指します。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づきが生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

（「重層的支援体制整備事業に係る自治体事務マニュアル（令和3年3月31日）」P.6より抜粋）

4 甲州市重層的支援体制整備事業の基本方針

すべての市民にとって、「解決できる」を実感できる支援体制の整備を行います。

（1）断らない支援体制を構築します。

- ①課題を抱えた市民がいずれかの相談窓口につながっており、支援を継続出来る体制にします。
- ②課題を抱えた市民の相談の中断をできるだけ減少させます。
- ③相談窓口から次の支援機関や福祉サービスにつなげる時は、確実につなげる支援をします。

(2) 市民一人ひとりの課題を的確に把握します。

- ①複雑化・複合化した支援ニーズの当面の目標を設定できるようにします。
- ②支援の内容や課題を明確にできるようにします。
- ③支援の期日や期間を明確にできるようにします。

(3) 課題に沿った支援を組織的に進めます。

- ①一人の支援者が行うのではなく、チームで支援を行える体制を整えます。
- ②支援機関から支援機関へ引き継ぎを行う時は、丁寧に行い、支援が途切れることのないよう確実に引き継ぎ、伴走的な支援を行います。
- ③個人情報保護を保護するだけでなく、本人のために正しく使えるような体制を整えます。

5 重層的支援体制整備事業において求められる事項

(1) 包括的な支援を実現する体制の構築

どこに相談したらよいかわからない相談については、これまで培ってきた各分野の専門性をいかしながら、属性によることなく、まずは庁内のどの相談部署においても初期対応した上で、これらの相談を集約し、市全体で包括的な相談支援が行える体制を構築します。

(2) 相談する側に立った相談支援体制の構築

市役所に手続きに来て、「ついでに」「誰でも」相談できるニーズと、「知られたくない」相談のニーズに合わせた相談しやすい体制を構築します。

(3) 相談支援とサービスの提供を円滑につなぐ

相談支援と事務事業を円滑につなぐことと、相談支援をサービス支給に円滑につなぐ体制づくりを行います。

6 事業実施に向けた支援体制構築

(1) 段階的な相談支援体制の整備

こども・障害・高齢者など、それぞれの分野の相談窓口を包括的に整備します。

(2) 多機関協働の促進

各分野に共通の課題は、多機関協働を進め、さらに全体の包括化を進めます。

(3) 職員の意識の醸成と相談・支援力の向上

関係各課長及び各担当リーダー等の基幹職員の参画意識を向上し、相談支援担当者1人の支援から市全体で支援するという姿勢にし、個々の市民の状況を理解し対応する職員の支援力の向上を図ります。

7 重層的支援体制整備事業において実施する事業及び実施体制

(1) 包括的相談支援事業（法第106条の4第2項第1号）

事業内容

介護、障害、子育て、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支

援を包括的に実施し、相談者の属性、世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止める体制を構築し、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行うものです。

また、相談を受けた際には支援機関のネットワークを活用して対応するほか、複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につながります。

主な対象 区分	実施する事業	拠点 設置数	実施体制
介護	・ 地域包括支援センター	1	地域包括支援センターの運営 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【業務内容】総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント。 【所管課】介護支援課 【実施方式】委託：社会福祉協議会
障害	・ 子ども家庭障害者支援センター （通称：福祉あんしん相談センター） ・ 障害者相談支援事業	1	障害者相談支援事業 【支援対象者】障害のある方及びその家族等 【業務内容】一般相談支援、特定相談支援、権利擁護、地域移行・地域定着支援、就労支援、発達障害児及び家族等への支援。 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】直営
子育て	・ 子育て世代包括支援センター ・ こども家庭センター	1	利用者支援事業 【支援対象者】こども及びその保護者等 【業務内容】妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する相談、母子保健等のサービスの情報提供、支援プランの作成、合同ケース会議の開催等 【所管課】健康増進課・子育て支援課 【実施方式】直営

生活困窮	・生活困窮者自立相談支援事業	1	自立相談支援事業 【支援対象者】現に生活に困窮している、または将来において生活困窮になりうる方及びその家族等。 【業務内容】生活困窮に関する包括的・継続的相談、個別計画の作成・支援提供、支援計画の評価等 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】委託：社会福祉協議会
------	----------------	---	--

(2) 多機関協働事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 5 号及び同項第 6 号）

事業内容

複雑化・複合化した支援ニーズを有する事例の課題を解きほぐし、狭間のニーズを抱える事例の支援の役割分担、支援の方向性の整理を行います。また支援プランの作成（法第 106 条の 4 第 2 項第 6 号）は、多機関協働事業と一体的に実施します。

主な対象 区分	実施する事業	拠点 設置数	実施体制
属性に関 わらない 全市民	・多機関協働事業	1	重層的支援会議の設置 【支援対象者】複合的な課題を抱えており、単独の支援機関では対応が難しく、各種支援機関の役割分担や支援の方向性の整理が求められる課題を有する方。 【業務内容】本人の同意を得た上で、支援計画を策定する、重層的支援会議の主催と各相談支援機関とのネットワークの構築。 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】直営

(3) アウトリーチ等を通じた継続的支援事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 4 号）

事業内容

長期にわたるひきこもりの状態にあるなどして、必要な支援が届いていない人に支援を届けるため、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行います。

主な対象 区分	実施する事業	拠点 設置数	実施体制
属性に関 わらない 全市民	・アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	1	アウトリーチ事業 【支援対象者】複数の分野にまたがる複合的な課題を抱えているために、自ら支援を求めることのできない方や支援につながることに拒否的な者。 【業務内容】情報収集と支援を導入するまでの事前調整や手紙の送付、家庭訪問、同行支援などの関係性構築に向けた支援を行う。また支援会議の開催（法第106条の6） 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】直営

（４）参加支援事業（法第106条の4第2項第2号）

事業内容

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源を活用して社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

主な対象 区分	実施する事業	拠点 設置数	実施体制
属性に関 わらない 全市民	・参加支援事業	1	地域・社会参加支援事業 【支援対象者】既存の各制度における社会参加支援に向けた支援では対応できない、個別性の高いニーズを有している者。 【業務内容】自尊心や自己肯定感の向上を図るための定期的なプログラムの提供や、家族から自立したひとり暮らしを図るための見守り等居住支援の提供。また上記に付随したプランの作成。 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】委託：社会福祉法人ぶどうの里

(5) 地域づくり事業（法第 106 条の 4 第 2 項第 3 号）

事業内容

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせるとともに、市町村域などのより広い圏域でもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかけます。

また、多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームの構築を促進することで地域における活動の活性化や発展を図ります。

主な対象 区分	実施する事業	拠点 設置数	実施体制
介護	・ 地域介護予防活動支援事業	5	高齢者通いの場整備及び運営補助金 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【業務内容】高齢者の社会参加、生きがいづくり、健康保持等を行い、要介護状態等になることを予防または軽減することを目的に、介護予防に資する「通いの場」を運営する住民団体等へ補助金を交付する。 【所管課】介護支援課 【実施方式】直営
介護	・ 生活支援体制整備事業	12	生活支援体制整備事業 【支援対象者】65 歳以上の高齢者等 【業務内容】日常生活上の支援が必要な高齢者等が、地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくにあたり、必要と考えられる多様な主体による様々な生活支援・介護サービスの提供体制を構築し、地域で支えあう体制づくりを推進する。 【所管課】介護支援課 【実施方式】委託：社会福祉協議会
障害	・ 地域活動支援センター	2	地域活動支援センター 【支援対象者】障害のある方 【業務内容】地域で生活する障害のある方に、創作活動・生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図り、自立した日常生活・社会生活を営むことができ

			るよう支援を行う。 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】委託：社会福祉法人ぶどうの里、NPO 法人もみの樹園
子育て	・地域子育て支援拠点事業	4	地域子育て支援拠点事業 【支援対象者】子育て中の親子 【業務内容】親子の交流を行う場を提供し、子育てについての相談、情報提供、助言や援助を行い、地域の子育て機能の充実を図る。 【所管課】子育て支援課 【実施方式】委託 こすもす・こども館（社会福祉法人塩山福祉会） ちゅうりっぷクラブ（社会福祉法人赤保福祉会） のびのびチビッコひろば（社会福祉法人さくら福祉会） あっぷっぷ（NPO 法人すてっぷ・あっぷる）
属性に関 わらない 全市民	・生活困窮者等のための地域づくり事業	1	生活困窮者等のための地域づくり研究会 【支援対象者】全市民 【業務内容】行政、社会福祉法人職員による研究会を組織し、横のつながりと地域づくりについて検討を行う。 【所管課】福祉総合支援課 【実施方式】直営

8 会議の設置

重層的支援体制整備事業の円滑な実施に当たり、事業全体の調整や個別の支援計画の策定等のため、3つの会議を設置します。

（1）重層的支援会議

多機関協働機関が開催し、検討事項は次のとおりとします。

- ・支援計画の適切性の協議
- ・支援終結時の評価

- ・社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討

(2) 支援会議

法第 106 条の 6 に基づく会議であり、会議の構成員には守秘義務を課します。

- ・気になる事案の情報提供・情報共有
- ・見守りと支援方針の理解
- ・緊急性がある事案への対応

(3) 重層的支援体制整備事業庁内連携委員会

重層的支援体制整備事業における福祉総合支援課、子育て支援課、介護支援課及び健康増進課の連携を深め、円滑な事業推進を図るため、庁内連携委員会を設置します。

9 連携体制の構築

重層的支援体制整備事業の円滑な実施にあたり、次のとおり関係諸施策並びに関係団体との連携を図るよう努めるものとします。

- ・生活保護制度
- ・成年後見制度利用促進事業
- ・民生委員・児童委員等
- ・人権擁護委員、行政相談員及び消費生活相談員等
- ・弁護士会、司法書士会、社会福祉士会及び精神保健福祉士会等
- ・法テラス
- ・自殺対策
- ・ひきこもり対策
- ・DV 被害者支援施策
- ・保護観察所、保護司等
- ・地域生活定着促進事業（地域生活定着支援センター）
- ・教育委員会、学校等
- ・社会福祉法人による「地域における公益的な取組」等
- ・公共職業安定所
- ・シルバー人材センター
- ・上下水道事業
- ・地域力創造事業（地域おこし協力隊）

10 地域福祉計画との関係

第 4 次甲州市地域福祉計画は、第 2 次甲州市総合計画の分野別計画として位置付けるものであり、本市の将来像「豊かな自然 歴史と文化に彩られた果樹園交流のまち 甲州市」の実現に資する福祉政策の基本指針となるものです。

本計画は、第 4 次甲州市地域福祉計画に示されている「共につくる 支え合う安心

と笑顔のまち」を推進するため、策定するものであり、児童福祉（子育て支援）、障害者福祉、高齢者福祉等の分野別計画を横断的につなげ、健康づくり、防災、まちづくりや男女共同参画など、当該事項の推進において関連がある分野との整合性を図ります。

（１）計画期間

計画期間は令和 7 年度から令和 11 年度の 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化や役割の大幅な改正、関連計画との整合性等を考慮して、必要に応じて見直しを図るものとします。

（２）推進体制

年度ごとの実施状況を地域福祉推進委員会に報告し、庁内連携委員会で確認、評価を行う一連の PDCA サイクルの構築に努めます。